

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		那覇市波の上ビーチ ・公園内行為の許可の取り消し ・利用料金の返還 ・公園・有料公園施設使用料減免申請	
根拠法令及び条項		那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則 第2条 第3条 第4条	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	平成17年11月1日 (那覇市波の上ビーチ 広場条例施行規則)	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、行為の開始日の3日前までに申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の返還)

第3条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) 行為の開始日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第4条 条例第10条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額